

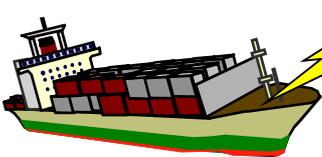
船舶保安情報の通報制度について



外国から日本の港や東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海に入港又は入域する場合には、その24時間前までに船舶保安情報の通報が必要です。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約(海上における人命の安全のための国際条約)及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港(入域)しようとする全ての船舶は、日本への入港(入域)の24時間前までに、所定の海上保安部署に対して船舶保安情報を通報することとされています。

船舶保安情報の通報
(入港・入域の24時間前まで)



通報された情報は海上保安庁で確認し、テロ対策に活用



- 乗組員・旅客、貨物の状況
- 船舶保安管理者の氏名等
- 船舶保安証書の番号等
- 実施中の自己警備レベル
- 過去10回の寄港地
- その他

通報手続の詳細

- 通報名称 : 船舶保安情報の通報
- 根拠法令 : 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第44条
通報せずに入港(入域)した場合や通報内容に虚偽があった場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されるおそれがあります。
- 通報対象者 : 船長のほか、船長の委任を受けた所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港(入域)しようとする全ての船舶に義務付けられています。
この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海)に入域する場合も必要となります。
この通報は、日本に入港(入域)しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。(したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内航海では必要ありません。)
- 通報時期 : 日本の港に入港する場合・・・入港の24時間前まで
特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海)に入域する場合・・・入域の24時間前まで
荒天や遭難等やむを得ない事由によりあらかじめ船舶保安情報を通報しないで入港(入域)する場合は、直ちに海上保安庁へその旨を連絡するとともに、入港(入域)後直ちに所定の通報先に船舶保安情報を通報してください。
- 通報方法 : NACCSのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK(手数料は必要ありません。)
- 通報書式等 : 通報書式、記載要領、記載例は、海上保安庁HPをご参照ください。
海上保安庁HP: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/hoan00.html>
- 通報先 : 入港する港を管轄する海上保安部署(入港地を定めることができないまま特定海域に入域する場合又は日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署)
詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせください。
- 審査基準 : 当該船舶に起因して港湾施設等に危険が生じるおそれがあり、かつ、他に適当な手段がない場合には、入港禁止等の措置が行われる場合があります。
海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。
通報に不備がある場合は、重大な入港(入域)遅延が発生するおそれがあります。

船舶保安情報の通報に関するお問い合わせ
は最寄の管区海上保安本部まで
海上保安庁HPもご覧ください

機関	担当課	住所	電話番号
第一管区海上保安本部	警備課	北海道小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	警備課	宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	警備課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	警備課	愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	警備課	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	警備課	広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	警備課	福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	警備課	京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	警備課	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	025-285-0118
第十管区海上保安本部	警備課	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	警備課	沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118

海上保安庁ホームページ: <http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/apply/hoan00.html>